

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 告 示

ページ

- 不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（2件）【市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課】

2

北九州市告示第 389 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成 30 年 9 月 11 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

光田町内会自治会

2 代表者の変更

変更年月日	変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
—	変更前	松本頼光	北九州市小倉南区横代南町二丁目 3 番 14 号
平成 24 年 4 月 1 日	変更後	平田信一	北九州市小倉南区横代南町二丁目 2 番 14 号
平成 26 年 4 月 1 日	変更後	児玉敏博	北九州市小倉南区横代南町三丁目 9 番 20 号
平成 28 年 4 月 1 日	変更後	安川利男	北九州市小倉南区横代南町二丁目 5 番 1 号
平成 30 年 4 月 1 日	変更後	橋本和明	北九州市小倉南区横代南町二丁目 10 番 7 号

北九州市告示第 390 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成 30 年 9 月 11 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

若松区第西 29 区安屋自治会

2 代表者の変更

変更年月日	変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
—	変更前	三浦洋征	北九州市若松区大字安屋 8 2 9 番地
平成 24 年 4 月 8 日	変更後	本田春夫	北九州市若松区大字安屋 3 3 8 0 番地
平成 26 年 4 月 6 日	変更後	桃野太壮	北九州若松区大字安屋 2 4 8 8 番地 2
平成 28 年 4 月 3 日	変更後	大住文雄	北九州市若松区大字安屋 2 4 0 8 番地 1
平成 30 年 4 月 8 日	変更後	梅崎英治	北九州市若松区大字安屋 1 6 8 4 番地 1